

小田中学校 部活動の方針

1 部活動の意義

- (1) 部活動は、「生徒の自主的、自発的な参加により行われる」ものであり、学校教育の一環として、共通のスポーツや文化及び科学等に興味・関心を持つ生徒が集い、その能力・適性、興味・関心に応じた活動を通じて、技能や知識の習得をめざし、継続して努力し、充実感や達成感を味わう等、生徒が豊かな学校生活を送るうえで大きな意義を持つ。
- (2) 部活動は、生徒が学級や学年の枠を超えて、共通の目標を掲げた集団で切磋琢磨する中で、顧問との関係や同学年の仲間や先輩、後輩との関係を学ぶ等、自主性・協調性・責任感・連帯感等が養われ、望ましい人間関係や社会的資質を培うために大切な活動である。
- (3) 部活動は、生涯にわたりスポーツや文化及び科学等に親しむ態度を育むとともに、生徒の健やかな体と豊かな心を育て、家庭や地域とのつながりを深めるとともに、学校の伝統や特色づくりにも寄与する活動である。

2 小田中学校のめざす部活動

- 知・徳・体のバランスのとれた「生きる力」を育む、「日本型学校教育」の意義を踏まえ、生徒がスポーツや文化を楽しむことで、生涯にわたって心身の健康を保持増進し、豊かな生活を実現するための資質・能力の育成を図るとともに、バランスのとれた心身の成長と学校生活を送ることができるようにすること。
- 生徒の自主的、自発的な参加により行われ、学校教育の一環として教育課程との関連を図り、合理的でかつ効率的・効果的に取り組むこと。
- 学校全体として部活動の指導・運営に係る体制を構築すること。

3 適切な運営のための体制整備

(1) 運動部活動の方針の策定等

- ア 小田中学校は、愛媛県教育委員会「運動部活動の在り方に関する方針」及び「内子町立中学校における運動部活動の方針」を踏まえ、「小田中学校における運動部活動の方針（以下「本方針」）」を策定する。
- イ 運動部顧問は、学校の活動方針に則り、年間の活動計画（活動日、休養日及び参加予定大会日程等）並びに毎月の活動計画及び活動実績（活動日時・場所、休養日及び大会参加日等）を作成し、校長に提出する。
- ウ 校長は、上記ア、イの「小田中学校における運動部活動の方針」及び「年間の活動計画」を学校のホームページへの掲載等により公表する。

(2) 指導・運営に係る体制の構築

- ア 校長は、生徒や教師の数、部活動指導員の配置状況を踏まえ、指導内容の充実、生徒の安全の確保、教師の長時間勤務の解消等の観点から円滑に運動部活動を実施できるよう、適正な数の運動部を設置する。
- イ 運動部顧問は、セクシャル・ハラスメントやパワー・ハラスメントをはじめとする生徒の人格を傷つける言動や体罰は、いかなる場合も許されないこと、服務（校長の監督を受けることや生徒、保護者等の信頼を損ねるような行為の禁止等）を遵守すること等に関し、職員研修を行い未然防止に努める。
- ウ 校長は、毎月の活動計画及び活動実績の確認等により、各運動部の活動内容を把握し、生徒が安全にスポーツ活動を行い、教師の負担が過度とならないよう、適宜、指導・是正を行う。

4 合理的かつ効率的・効果的な活動の推進のための取組

(1) 適切な指導の実施

- ア 校長及び運動部顧問は、運動部活動の実施に当たっては、文部科学省が平成25年5月に作成した「運動部活動での指導のガイドライン」及び県教育委員会が平成27年3月に作成した「運動部活動運営ガイドー改訂版ー」に則り、生徒の心身の健康管理（スポーツ障害・外傷の予防やバランスのとれた学校生活への配慮等を含む）、事故防止（活動場所における施設・設備の点検や活動における安全対策等）及び体罰・ハラスメントの根絶を徹底する。
- イ 運動部顧問は、スポーツ医・科学の見地からは、トレーニング効果を得るために休養を適切に取ることが必要であること、また、過度の練習がスポーツ障害・外傷のリスクを高め、必ずしも体力・運動能力の向上につながらないこと等を正しく理解するとともに、生徒の体力の向上や、生涯を通じてスポーツに親しむ基礎を培うことができるよう、生徒とコミュニケーションを十分に図り、生徒がバーンアウトすることなく、技能や記録の向上等それぞれの目標を達成できるよう、競技種目の特性等を踏まえた科学的トレーニングの積極的な導入等により、休養を適切に取りつつ、短時間で効果が得られる指導を行う。
また、専門的知見を有する保健体育担当の教師や養護教諭等と連携・協力し、発達の個人差や女子の成長期における体と心の状態等に関する正しい知識を得た上で指導を行う。

(2) 運動部活動用指導手引の活用

運動部顧問は、中央競技団体が作成・公開する、運動部活動における合理的かつ効率的・効果的な活動のための指導手引（競技レベルに応じた1日2時間程度の練習メニュー例と週間、月間、年間での活動スケジュールや効果的な練習方法、指導上の留意点、安全面の注意事項等から構成、運動部顧問や生徒の活用の利便性に留意した分かりやすいもの）を積極的に活用して、4(1)に基づく指導を行う。

5 適切な休養日等の設定

- (1) 運動部活動における休養日及び活動時間については、成長期にある生徒が、運動、食事、休養及び睡眠のバランスのとれた生活を送ることができるよう、スポーツ医・科学の観点からのジュニア期におけるスポーツ活動時間に関する研究も踏まえ、以下を基準とする。

1 休養日について

- (1) 原則として、週当たり2日以上 of 休養日を設ける。

ア 各学期中は、水曜日を休養日とする。また、原則として、土・日のいずれか1日以上を休養日とする。

イ 長期休業中は、原則として、土・日を含む週2日以上を休養日とする。

- (2) (1)の休養日がとれない場合は、休養日を他の日に振り替える。

- (3) 長期休業中は、(1)とは別に、ある程度まとまった休養期間を設ける。

- (4) 生徒に十分な休養を与えるとともに、指導者自身もリフレッシュできる機会をつくる。

2 活動時間について

- (1) 平日は、2時間程度とする。(季節により下校時刻に配慮すること)

- (2) 休業日は、原則として3時間程度(登下校指導・準備や片付けを含め4時間内)とする。

3 その他

文化部については、上記の1・2を準用するほか、休業日に指導者を招いた練習や合同練習、強化練習等を行う場合は、校長の責任において行い、回数や練習時間を適切に勘案する。

- (2) 校長は、3(1)に掲げる本方針に則り、上記の基準を踏まえた各運動部の休養日及び活動時間等を設定し、公表する。また、各運動部の活動内容を把握し、適宜、指導・是正を行う等、その運用を徹底する。
- (3) 校長は、休養日及び活動時間等を設定する際は、地域や学校の実態を踏まえた工夫として、定期試験前後の一定期間等、運動部共通、学校全体の部活動休養日を設けることや、週間、月間、年間単位での活動頻度・時間の目安を定めるものとする。
- (4) 運動部顧問は、熱中症事故防止の観点から、気象庁の高温注意報や環境省の暑さ指数等の情報に十分留意し、「熱中症予防運動指針」(公益財団法人日本スポーツ協会)等も参考に、気温・湿度などの環境条件に配慮した活動となるよう指導する。また、熱中症が心配される場合には、活動の中止や活動時間の変更も視野に入れて柔軟に対応する。

6 生徒のニーズを踏まえたスポーツ環境の整備

(1) 生徒のニーズを踏まえた運動部の設置

校長は、生徒の1週間の総運動時間が男女ともに二極化の状況にあることや生徒の運動・スポーツに関するニーズが、競技力の向上以外にも、友達と楽しめる、適度な頻度で行える等多様である中で、現在の運動部活動が、女子や障がいのある生徒等も含めて生徒の潜在的なスポーツニーズに必ずしも応えられていないことを踏まえ、生徒の多様なニーズに応じた活動を行うことができる運動部を設置するよう努める。

(2) 地域との連携等

ア 校長は、生徒のスポーツ環境の充実の観点から、学校や地域の実態に応じて、地域のスポーツ団体との連携、保護者の理解と協力、民間事業者の活用等による、学校と地域が共に子どもを育てるという視点に立って協働・融合した形での地域におけるスポーツ環境整備を進める。

イ 校長及び運動部顧問は、学校と地域・保護者が共に子どもの健全な成長のための教育、スポーツ環境の充実を支援するパートナーという考え方の下で、こうした取組を推進することについて、保護者の理解と協力を促す。

7 学校単位で参加する大会等の見直し

運動部顧問は、学校の運動部が参加する大会・試合の全体像を把握し、生徒の教育上の意義を考慮して、週末等に開催される様々な大会等に参加することが、生徒や運動部顧問にとって過度な負担とならないよう、参加する大会数の上限の目安等を定めるなど、参加する大会等を精査する。